

# 「北村慈郎牧師を支援する会」 通信

発行：北村慈郎牧師を支援する会

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋 3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219

郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」

ホームページ：<http://www.k-saiban.com> メール：[h2kubo@jcom.home.ne.jp](mailto:h2kubo@jcom.home.ne.jp)

## No.10

## 3.29 集会 & 総会の挨拶

岩井健作（世話人副代表）

皆さま、今日は。今日は世話人代表の関田先生がこの時間、他の会合の役割で、参加できませんので、私が代って、御挨拶を申し上げます。閉会には来られますので、関田先生音頭の、「主我を愛す」はその時に歌われると思いますので、御安心ください。

三つの事を申し上げます。第一は、何と言っても、損なわれた北村慈郎牧師の「人権の回復」であります。宗教教団の中の出来事という形式論理で、地裁、高裁は肩透かしを食わせましたが、私たちは最高裁において、司法が、憲法の精神に則り、人間の尊厳の回復を信じて訴えを行っています。弁護士の先生方の渾身の努力を感謝いたします。支援者の意見書、署名の運動を続けて参りましたが、これが最高裁の判事の心に届く事を願っての営みであります。

又、支援体制の強化は、事務局のみなさんの、熱意ある地道な働きで、実を結んで今日まで歩みが続けられています。此の事を改めて感謝をしたいと存じます。これは大きな意味で、権力寄りに、形式的になりがちな司法への問いかけであり、また闘いでもあります。

第二に、今日もテーマになります、教団の在り方への問いかけです。歴史的には戦

後教団の宣教論を否定し、「戦責告白」を認めず、隣人・抑圧された者たちと共に生きる、教会の現実を是としない在り方への、現在の教団執行部体制を批判し、かつ対話を強く促す運動であります。もちろん聖餐論を始め、あらゆる教會的課題への対話を促し、あるいはもっと強く言えば闘いでもあります。開かれた宣教論を具体的に展開した北村慈郎牧師に集中して現れた「ハラズメント」「一元的教憲・教規的権力支配」に対する批判的問いかけであります。

第三は、この運動は、数の力を頼みとして、「一元的教憲・教規的教団支配」をすすめる教団体制への批判的対抗軸であります。ここで、北村慈郎牧師と改めて



挨拶をする岩井健作副代表

出会い、支援の志を同じくする者同士が  
出会い、励まし合ってゆく場でありま  
す。そういう意味では、教団には、現教  
団体制への批判的結集軸が幾つもありま  
す。「教区」そのものがその役割を果たし  
ている場合もあります。ここでの出会い  
を大切に、ここで営まれる、思想的・

神学的営為を深めて参りたいと思いま  
す。拙い、御挨拶とさせていただきます。

# 北村慈郎原告の挨拶

## 北村慈郎原告

2011年11月東京地裁に提訴して  
から2年4か月が経っています。こ  
の間の皆さまのご支援を心から感謝  
申し上げます。

裁判の方は、2013年2月25日に  
第一審判決があり、私の訴えは「争  
訟に値しない」ということで却下さ  
れました。直ちに控訴しました。し  
かし、2013年7月10日に控訴審の  
判決が出ましたが、第二審判決も一  
審と同様の理由で却下でした。2013  
年7月23日に最高裁に申立て、同  
9月18日に「上告申立書」及び「上  
告受理申立書」を提出しました。最  
高裁への申立をしてから8か月、上  
告申立書、上告受理申立書を提出し  
てから6か月が経過しています。弁  
護士も最高裁の場合「…簡単に門前  
払いとなるときは、3か月から半年  
くらいで結論が出ます。本件は、す  
でに昨年7月23日の申し立てから  
8か月が経過していますので、門前  
払いではなく、少し中身を本格的に

検討していただいていると考えてよ  
いでしょう」と言っています。とに  
かく結論を待ちたいと思います。

教団内運動については、後で最近  
の教団の状況を柴田もゆるさんから  
お聞きして、考えていきたいと思いま  
す。差し当っては「改訂宣教基礎  
理論第二次草案」についての批判的  
な関わりをしていきたいと思ってお  
ります。この件については、先日神  
奈川教区で学習会があり、私も発題  
者に立てられましたので、その時の  
発言の内容とレジメを、「改正宣教基



挨拶をする北村慈郎原告

礎理論第二次草案」本文及び沖縄教区発行の『沖縄に立つ合同教会をめざして』（1部500円）と共に置いておきましたので、関心のある方はお持ちください。神奈川教区は、今秋の教団総会議案として2月の教区総会で、「北村慈郎教師の『免職処分』を撤回し、教団内に聖餐の在り方につちえ慎重かつ十分な議論をする場の設置を求める件」を可決しています。

裁判も教団内運動も、時間が経つに従って難しくなっていくと思いますが、私としては出来る限りのことをこれからもしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお支え下さいますようお願い申し上げます。

これをもちました、私の挨拶にさせていただきますと思います。ありがとうございました。

【3・29集会では、原告挨拶後に2013年度「北村慈郎牧師を支援する会」の総会が行われました。総会では、2013年活動報告、2013年度会計決算報告が承認され、2014年活動提案、2014年度予算案が可決しました。以下に掲載します柴田もゆるさんの発言の中に、2014年活動提案の一部が触れられていますので、ここに2014年活動提案の内容を記しておきます】。

#### 「北村慈郎牧師を支援する会」2014年活動提案

- ★ 裁判支援活動を前に進めます。
- ★ 教団内外に、この問題への理解を広めます（出前集会等）。
- ★ 会員をさらに増やし、裁判支援活動を全国に広めます。
- ★ 開かれた教団への民主化活動を進めます。
- ★ 活動しにくい教区での状況を把握し、支援する体制を準備します。

# 「日本基督教団の現状をふまえて」

柴田もゆる（西中国教区議長）

今ご紹介を受けました、西中国教区の柴田と申します。今回支援会からお話を依頼されたときに、現在の常議員会に出ている人で、かつ教団ジャーナル『風』に関わっている人ということで、私に話がありました。現在この二つの条件を満たしている人は全国で2名しかいません。そういうわけで私がここに立たせていただくことになりました。私が何者であるかということで不思議に思われる方は、36教団総会の時に44号議案が可決されましたが、その議案の提案者であった者でありますので、この北村先生の問題には、退任勧告以来強い関心を寄せている者のひとりであります。今

日お手元に「日本基督教団の現状を踏まえて」という一枚のペーパーをお配りして頂いておりますので、それを見ながらしばらくお付き合い頂ければと思っております。

そこには1から7までの項目がありますが、ここには北村裁判のことについては何も書いてないではないかと、怪訝に思われる方もおありではないかと思えます。本当にそうなんですね。あれほど教団の中で大きな議論になったのに、現在常議員会の中でこのことがまともに取り扱われるということはありません。現在裁判が継続中ですので、その裁判で何かあった時に、教団の総幹事報告で触れられるという程度であります。そのあたりからしても、この北村先生に対する戒規執行がいかにいじめであったというか、ハラメントであるということが受け取れるのであります。そういうわけで、直接裁判とは関わらないかもしれませんが、先ほど可決されました支援会2014年度活動計画の中の、「開かれた教団」をめざすという取り組みの材料になればと願って、私の話をしたいと思います。



講演を行う柴田もゆるさん

## 1、宣教基礎理論の改訂

一つは、北村先生の挨拶の中でもありましたが、「宣教基礎理論の改訂」という作業が現在進められています。現在教団宣教研究所というところが、大きな権限をもってしましまして、そこがこの作業を進めていくという形なのですが、最初第一次草案というものが作られて、それが常議員会で

公表され、各教区にも送られ、それから教団の各委員会にも送られて、意見を聴取しました。そしてそれぞれが答えたところから従って、もう一度練り直して、第二次草案というものが出されたわけです。そして今年の1月31日を期限として、第二次草案について各教区に意見を求めるという、そういう作業が行われています。この改訂宣教基礎理論の主旨を簡単に言えば、現行の宣教基礎理論が発表されて以来、教団は、この世で起こっている様々な問題、いわゆる教会の外の領域の中で活動するようになってきたけれども、それは本来の教会の在り方としてはまずいのでは、ということがどうも言いたいらしいのです。一次草案に対して、私たちの教区も批判的な意見を出したのですが、意見を聞いた上で、第二次草案で変わったところだけを紹介しておきます。

第二次草案Ⅳ－２に「日本社会おほび世界が神の国を映し出すこと」という項目がありますが、その④は「教会が教会として世界平和や国家・社会に関わる関わり方は、基本的には、神の言葉を宣べ伝えるという関わり方に限定されています。ことに御言葉の奉仕者は、時代におもねることなく永遠の福音を語ることによって、世界・国家・社会に対して御言葉に基づく判断ができ、力強い証しを立て得る信徒を養い育てるといふ、間接的な仕方でのみ関わるべきです。

マコ12:17、Iコリ7:26、使4:19」です。つまり世界平和だとか、国家・社会に関わる関わり方は御言葉を伝えるそのことに限定すべし、間接的な仕方限定されていると明言してしまっているのです。間接的な関わり方があり得ないとは思いません。間接的なアプローチもあるとは

思います。第二次草案の言う「間接的」とは、たとえば私のいる地区では在日米軍の岩国基地があります。おそらく極東最大の基地に変貌しようとしている最中ですね。そして普天間に配備されるオスプレイというのは、沖縄を飛び立ってこっちで訓練するときには、必ず岩国に来るんですね。という形で利用されている基地があつて、その基地のある町に教会があつて、基地の騒音や米兵の犯罪が起こっているという状況の中で、何か教会が物を言うとき、説教の中で牧師がその事実に触れるということは望ましくないという、そういう結論付けなのだと思います。それぞれの出会いの中で起こっていく宣教の多様性というものに対して、非常に限定された、しかも内向きで無時間的な、そういう雰囲気の中で教団の宣教論を構成していこうとする姿勢を、私はこの改訂宣教基礎理論に感じています。ただ幸いなことに、複数の教区から、しかもいつも教団に対して波風を立てずに、今の教団執行部に近いと思われる教区からも、時間をかけて審議してほしいという声が出ておりますので、うまく行けば、他の案件のように強引な審議にはもっていかないかもしれませんが、それは何とも言えません。と言いますのは、前回の常議員会でこの議案の取り扱いに関する委員会ができ、次回にその委員会からの答申が出ることになっています。その答申次第によって、場合によってはこの秋の教団総会の議案として出すべしという答申が出るかもしれませんが、何とも言えません。

## 2、伝道推進室

2番目は「伝道推進室」についてです。教団から送られてくる印刷物をご覧になっ

ている方もおありかと思えます。37回総会期の最後の常議員会の時に設置が決定されたもので、石橋議長自らが室長に就任するという仕方ではまっています。今38回総会期の第2回常議員会の時に、そのメンバーがそれまでの伝道推進室の会議の報告と基本方針というものを印刷物にして、常議員会に配布しました。それを見て、あつと思いましたが、その中に「7、伝道応援」とあり、その中に「沖縄教区諸教会への伝道応援」という項目が立てられて、プリントに書きました文言が出てきます。要するに「現在沖縄教区は、教団に距離を置く姿勢を10年間継続してとっているが、沖縄教区執行部と距離を置いている諸教会が信仰告白と教憲教規を重んじ、全国の諸教会と共に歩もうとしている。そのような諸教会からの要望に応え、それに対して応援していきましょう」というものです。この文面の通り、沖縄教区が教団との間に距離をとっていることは事実ですが、その溝をどうやって埋めていけばいいのか、或いは棚ざらしになってしまった合同のとらえなおしに関する事柄をこれからどう受け止めて開始して行けばいいのかということで、努力が積み重ねられているところでですね、教団の公の機関でこのような言葉を文書にして配ってしまう。その政治センスのなさとか、非常に無神経極まりない、そういう在り方というのが、今見られています。確かに考えが違っていても、一応筋道をおさえて、違いは違いとして対話をしながら事を進めていくというのではなくて、もう何と言うんでしょうね、無原則にやりたい放題をやるという、そういうことで公平ではありません。当然沖縄教区の方の中にも当然これは伝わっているはずであります。

そのことで沖縄教区からの激しい応酬というものはでてきていませんけれども、こういう考えの人たちが今の教団の伝道を推進していこうというスローガンの下で活動していらっしゃるといふことに対して、私自身は非常に憂慮すべき事態を迎えていると思っています。今伝道推進室でいろんなことをやっていて、その案内を送ってくるのですが、皆さんお気づきでしょうか。目新しい革新的な方法を見たことはありません。つまり伝道を熱心にすれば教団が変わるようなことを彼らは言っていますが、そんなことは各個教会が試行錯誤しながらやってきたことなのですね。ミニコミを作って配るとか、伝道集会をして人を招くとか、或はコンサートをやったりとか、そういうことはこれまでもいろいろなところでやってきたことでありまして、あれだけ声高に伝道、伝道と言っても、その程度のことしか出てこないのかということなのです。

### 3、伝道資金（教区活動連帯金）

三つ目に、伝道資金（教区活動連帯金）ですが、現在教団ジャーナル『風』ではこの1, 2, 3を三点セットと呼んでいます。この伝道資金は、教区活動連帯金という形で今まで運用されてきたものを、伝道資金という形に改編していこうという動きであります。教区活動連帯金というのは、第27回教団総会の議案として提出されました。それまでの平衡資金というものを、こういう形で運用しようというのが一番の大本であります。それは総会では決まりませんが、常議員会付託となって、後に可決され発足したのが教区活動連帯金です。各教区が一定の計算方式に基づいて拠出します。そして今度は、配分に関する

一定の計算式に基づいて、集められた原資を再配分します。その結果、抛出する方が多く、配分される方が少ない場合には、実質的に抛出教区。それから、私の属する西中国教区もそうですが、出す方より受ける方が多い教区が実質受け入れ教区という名前で呼ばれてきました。実は財政的にある程度余裕のある教区がより沢山資金を抛出して、財政的に厳しい教区にその分厚く配分するという形で、教区間の格差を一定程度埋めていこうという、そういう理念と目的がありました。しかもそれを教区間の連帯によって実現していこうというのが教区活動連帯資金だったわけです。これに対して、脱退するだの、抛出を留保するだのという教区が出てきて、制度自体が大きなゆきぶりを受けることになったことを契機にして、制度の位置づけについてきちっと筋道を作ってもらおうということを常議員会に求めたわけです。ところが、常議員会の下に作られた検討委員会は、託されたことの範囲を大きく逸脱して、教区活動連帯資金という制度そのものを解体して、全く違う制度を打ち立てようという風に進みました。それに対して何度も何度もそれは違うということを書いてきているのですが、聞き入れられず、この次の総会議案にこれはたぶんなります。それは全教区が抛出する。ところが配分については、教区が申請し、伝道委員会の中に置かれる審査のための委員会がそれを審査して決めるという形に定められようとしています。したがって、申請は東京教区であっても申請はできるわけです。そういう形になりました。そこでは教区間格差を是正するという理念は崩れていますし、伝道委員会の審査を通ることになりますと、審査の結果によって

は、申請してもらえないという可能性も出ます。そうしますと、これまで配分金によって教区の財政を支えてきた教区にとっては、とても大きな財政負担を抱えるようになるという方向に、今推移していこうとしているのであります。これに対しては、実質受け入れ教区としては、何とか反撃をしなければならないと思っているところです。

#### 4、教師養成制度の検討

四つ目には、「教師養成制度の検討」があります。第37総会期第3回常議員会で「教師養成制度検討会議」が設置されました。この命名を聞いたときに、私は安倍晋三の下に作られた教育再生実行会議というものが頭をよぎりました。ネーミングがそっくりです。普通は何々検討委員会というのがこれまでの教団のセンスです。先ほどの教区活動連帯金検討委員会のようにです。なぜ教師養成については検討委員会にしないでこういう名称にしたのか。今の世の中の趨勢をよくご覧になっている方がおられて、流行に乗られたのだらうと思いますけれども、何か感じが悪いなあと思います。その会議の答申が第38総会期第4回常議員会に出ました。一言でいえば、二つの目的があると思います。一つは、教師養成に関わって、教団信仰告白と教憲教規に基づく教師を立てるということを強調することです。私個人としては、教団信仰告白は極めてゆるやかに承認するという立場です。それから教憲教規についても、基本的にはこれは守るためにあるものがあります。私自身教区の執行に携わっているわけですから、その時に教憲教規の規定を安易に外したらできません。私は、今の教

団の常議員のどの方よりも教憲教規に対して神経質にそれを守ろうとしている一人ではないかと思っていますので、教憲教規や信仰告白を原則的に守るということまで否定しようとは思いません。けれども、それを極めて狭い解釈の中で、教憲教規を守るとか、或いは信仰告白を奉じるという言葉をとらえて、多様な教師の在り方を前提とした教師養成がなされるということに対して制限を加えようとしていると思われまます。この答申は、教憲教規における教師論について最初書かれておりまして、次に認可神学校、教団立神学校の歴史的背景を論じるという部分がありまして、かなりいろいろと周辺のことをたくさん書いてあるんですね。しかしよく読んでみると、教団立神学校の項目の中で、「日本基督教団は教団立神学校の東京神学大学の教師養成に対しての責任を果たすために、できる限りの財政的支援を行う」という一文が出てくるのです。これがこの答申の内容の目的だと、私は思いました。これについても今後もう少し詳細に読み込んでいかなければならないと思いますが、特に東京神学大学以外の神学校の運営等に携わっている方々の中で、反論があるならば、早く言うておかないと、どんどん既成事実を積み重ねて、驀進してしまうというのが今の教団の在り方ですから、これもとても警戒しなければならないと思います。

## 5、東京神学大学との関係

そして5番目が「東京神学大学との関係」ということで、今申し上げましたことが背景にあります。前の教団総会で、関係回復に関する件というのが、もう少し時間をかけて審議しようという修正案を否決し

た上で、可決されました。そして、38総会期の第1回常議員会に東京神学大学の学長が出席しました。これによって、教規に次の者を常議員会に出席させることができるという中に、東京神学大学学長というのがありますけれども、ようやく正常な姿に戻ったということで、喜びの声が挙げられるという常議員会を経験いたしました。その後の場面としては、手を挙げてもないのに、議長団がここで東京神学大学の学長の意見を聞きましようと言って、発言の機会を振るようなこともしばしばあって、私は東神大とは無関係にきた者ですので、何か感じ悪いなあと思いながら見ていました。その中に先程の教師養成の事と関わって、教団が物心両面で東京神学大学にてこ入れしていこうというような空気が感じられます。ひょっとすると他の認可神学校に比べて、一段上の位置を東京神学大学に認めた上で、将来の教師養成構想のようなものをどこかで考えているのじゃないかと、これは私の勘繰りです。根拠はありません。例えば、同志社大学神学部を卒業した者も、一年間は東京神学大学に研修しなければならないということが、将来起きるのじゃないだろうかということを思って、ぞっとしたりしています。

## 6、会館問題

それから6番目は、「会館問題」ということで、常議員会では多くの時間を取られています。教団の事務局が入っているビルのことです。耐震強度に問題があるということが発覚しまして、そんな所に常議員会も召集されるわけですから、出張中に死んだら、日本基督教団を訴える様にとという冗談を言っていますが、確かに危ないという



ことで、これを補修するのか、建て替えるのか。或はどうするのかということで、今はしきりに議論をされています。今までのところ、大規模な補修に向かって準備がなされているということになっています。それから差し当たり事務局がその中にあるという事で、事務局の移転がこの間決められました。でもそのために大きなお金がいるという風に総幹事さんの発言を聞いて、いろんな形で地方の教区に影響するようなことをなされるのではないかと思っ、ちょっと心配です。

## 7、震災・原発

それから7番目は、「震災と原発」で、一番最後になってしまいましたけれども、大震災の支援ということで、今回は阪神淡路大震災の時とは違って、教団が関わって支援しようとしてきました。必ずしも現地と良い関係で進んでいるとは限らないようですけれども、教団はとにかくそのように思っ、また募金を集めてやっているようですが、募金は思うように集まっていないみたいです。とりわけ海外募金12億円とぶち上げておりましたが、現在のところ非常に低調であります。それから原発の事故に関わっ、意外な気がしたんですけれども、常議員会で原発問題への取り組みということを出したのです。先般終わりましたが、仙台で国際会議が開かれました。この国際会議も、私たちの西中国教区はこの講師の選定では人を送れないと判断をして、公式には誰も行っていません。というのは、仙台でわざわざ会議を開いているのに、メインスピーカーは全部東京の人です。現地の報告として、会津放射能情報セン

ターの片岡輝美さんが話をされるということはありましたけれども、基調講演も、神学講演会も、みんな東京の人なのでね。これはどういうセンスなの、と私は思いました。でこういうことがありました。教団総会の時に、奥羽教区の信徒議員の方が提案者となった議案と、私たち西中国教区の議案と二つの議案が提案されていましたが、時間がなくて実質審議が出来ませんでした。で常議員会付託になりました。それで総会直後から常議員会では十分時間があつたはずなのに、なかなか上程されず継続、継続と、長いこと店晒しされた挙句に、やっと第3回常議員会で、それを上程しました。けれども、いろんな意見が出てしまったので、次の常議員会で修正案をまとめてくるという委員会とうものが作られ、第4回常議員会にその修正案が出されました。結果は可決でした。でも西中国教区の議案なんかは惨憺たるもので、ほとんど原形をとどめていない修正案でした。よっぽど元々の提案とここまで字句が異なっていたら、修正案とは言わないんだと言っ、取下げようにとキレようかと思っただけ、まあこれを通すことに意味があると思っ、気持ちを押さえました。内容は、あの方々にしては良く書けている発言という感じの文章でした。このタイミングは、国際会議に間に合わすためだったと思っます。この第4回常議員会で可決をしなければ、国際会議に間に合いません。つまり教団が、先程の宣教基礎理論みたいなものを作ろうとしているところで、原発問題で物を言ったということは、立派だと思っますけど、その中身を一枚めくってみると、実は国際的に恥をかかないた

めに、いい恰好するするために、その材料として使っただけではないかと、私は感じています。これ以降声明を発表した後に、教団がまともに原発問題と向き合ってくれるのかどうか、或いは一時の打ち上げ花火に終わってしまうのかどうかに

については、これから私は問い続けていきたいと思っているところです。

というわけで、大体30分という事でしたので、これで終わらせていただきます。

## 3.29 集会での主な意見表明

(A) 2月の神奈川教区で可決しました「北村慈郎教師の免職撤回と聖餐の在り方についての論議の場を設定する」という教団総会議案と同趣旨の議案を、大阪教区でもこの5月の教区総会に出す準備をしています。実は、大阪教区では毎年これで4回北村先生の件については議案を出して、全部可決してきました。それらは全部教団総会に出す議案ではなく、声明の形のもです。教団総会では神奈川教区から出る議案一本にまとめて審議するのがよいのではと思っていたからです。しかし、廃案が続いてきました。今回は大阪教区からも教団総会議案を出し、神奈川教区と大阪教区から二つ同趣旨の議案が教団総会に出ればと思っています。今度も教団の状況がそんなに変わっているわけではないので、廃案にされる可能性が大きいですが、二つ議案が出れば、それだけこの問題が多くの人に知られることにもなるので、微力ではあってもそういう形でできることはやっていきたいと考えています。また、こういう議案を出すことによって、教区内をまとめると共に、こういう問題で次の標的になる人が出ないようにするためでもあるからです。私は、大阪教区でこの問題に5年も関わっていますが、人事の異動で、仲間が他教

### 文責：支援会事務局

区に転任したり、問題のよくわからない方が新しく教区に来たりして、先ほど北村先生も言われていたが、年月が経つに従って、問題意識を継続していくことが難しくなっています。そういう意味でも繰り返し議案を出していく必要があると思っています。今までは議案が出なかった他の教区でも、新しく出てくるようなところもあるので、めげずにやりたいと思っています。必ず私たちのやっていることが無になることはない、なんかの拍子に芽を出し実って来るともあるというのを信じてやりたいと思っています。聞いた話ですが、この春教師検定試験に合格して新しく大阪教区に赴任した人がいて、某神学校の卒業生で、その人は教師検定試験を受ける時に、改訂宣教基礎理論第一次草案をあらかじめよく読んで試験の場に臨んだそうです。自分の考えというよりも、試験官が求めるものに合わせて答えて合格したというのです。このことは、改訂宣教基礎理論の論議がおこなわれている現段階で、教師検定受験者がそういう圧迫を感じているということの意味します。このことを認識しておく必要があると思います。この人は賢く、上手に振る舞って牧師になったが、そういう知恵が必要なのかと思ったりしていま

す。もう一つ全数連記の問題だが、もう一度よく考えて、教団総会の議場でもっと抵抗してやっ  
ていかないと、常議員が 30 対 0 ではどうにも  
なりません。そういうことも我々は考えていか  
なければならぬのではと思っています。こう  
いうことに強い人にぜひ議案を作ってもらいた  
い。よろしくお願いします。

(B) 教団の信仰告白についての質問だが、私は  
神奈川のある連合長老会の教会に 20 年間籍を  
置いていた者です。この教会は神奈川連合長老  
会の教会の一つで、神奈川では連合長老教会の  
7 教会の長老が集まって研修会を開いていま  
した。その長老の研修会を鎌倉雪ノ下教会でや  
ったときに、加藤常昭牧師に私は質問をしたこ  
とがあります。「教団の信仰告白は大切ではないの  
か。礼拝で唱えるべきではないか」と。そうし  
たら加藤常昭牧師は、にべもなく「教団の信仰  
告白は価値がない。だから礼拝の中では告白し  
ない。使徒信条だけが価値があるのだ」と答え  
ました。私がいた 2003 年の段階ではそうだっ  
たのです。今何故教団の信仰告白がそんなに大  
切だということになっているのか。もしその背  
景が分かりましたら、教えていただきたいと思  
います。

(C) 私が答えるのが適切かどうか分からない  
が、連合長老会の言い分の中に、教団信仰告白  
よりも 1890 年の旧日本基督教会の信仰告白の  
方が意識の上では上位にあるということをお聞  
きしたことがあります。それ故にかつては連合  
長老会と福音主義教会連合はあまり仲が良くあ  
りませんでした。福音主義教会連合は教団の枠  
の中で物事を考える人たちですから。そんなこ

とを聞いています。ただスローガンの変遷はつ  
かんでいます。最初は「暴力」、反暴力キャンペ  
ーンという形で、暴力による会議制の破壊から正  
常な会議制を取り戻すというスローガン。とこ  
ろが勝っちゃいましたので、そのスローガンは  
使えなくなりました。それで次に言ってきたの  
が「信仰告白」です。信仰告白制定 50 年を記  
念するようなスローガンが掲げられました。次  
に出てきたのが「正しい聖礼典の執行」です。  
それもある意味で戒規を強行する形で一定程度  
実現したので、今度は「伝道、伝道」と言っ  
ています。そのように矢継ぎ早に結集軸になるス  
ローガンを印象言語として掲げなければ、結束  
が保てないというのがあちら側の事情ではない  
かと思います。そのスローガンの中にある虚構  
をいいタイミングできちんと暴いていくことを  
していかなければなりません。今あれだけ伝道  
と言っていながら、成果が上がらなかつたら当  
然責任問題になります。その辺に今の執行部の  
アキレス腱があるように思っています。信仰告  
白もそういう形で都合よく担ぎ出して使われて  
きたという経緯があると思っています。

(D) 前回の時もお話させてもらいましたが、関  
東教区でも 5 月末に教区総会があります。その  
時に出す、北村先生の免職撤回と聖餐問題につ  
いての議論を続けてほしいという提案を今準備  
しています。4 月 8 日に関東教区の有志 20 数  
名(賛同者も 60 名ぐらいいます)が集まるので、  
私が議案の素案を作り、皆さんにまとめてもら  
う準備をしています。ともかく声を上げていく  
ことが大事で、前回もお話したように、免職撤  
回がかなうまで私は続けていきたいと思ってい  
ます。もう一つは、教団の中で伝道ということ

が言われていますが、私はむしろ教会内部の問題を非常に強く感じています。牧師の横暴によって多くの信徒の方々が涙しているという状態があります。東京教区の一教会で起きている問題もその一つです。牧師である議長が教会で機能しません。教区の常置委員会も機能しない。そうすると困るのはみんな信徒なのですね。今ある教区では、締め出された信徒の人たちが集まって教勢が上がってしまったというところもあると言います。そういう変な現象が起きています。全く牧師が牧師の役割を果たしていないので、信徒が犠牲になっているのです。私は日本基督教団が伝道、伝道と言って、教会の外に矛先を向けていますが、ばかばかしくて聞いてられません。それよりも教会の内部をきちっとしなければと思っています。日本基督教団は、北村先生の問題を解決する方向にもっていかないと、明日の教団はもうなくなってしまうと思います。

(E) 東京を中心として、神奈川の人も含めて隔月くらいで「聖餐を考える会」を開いています。そこで、このところは教団において今まで聖餐の論議がどのように行われてきたのか、資料の読み合わせをしています。前回は加藤常昭先生の FEBC で放送された未受洗者への聖餐に対する批判文章、これが教団の中での聖餐を正すことの一つの契機になったものだと思いますが、その文章を読み合わせました。いずれ教団新報に載せたものやその他を含めてまとめた形で、みなさんがご覧できるようにしていきたいと思ってやっています。ご案内をいたしますので、会の方にも参加していただければありがたいと思っています。アピールをさせていただきました。

(F) 横浜市内で一時間半くらい迷ってしまいましたので、遅くなってごめんなさい。北村先生のごことは東海教区からはじまったわけですが、私は、その方々とも委員会で一緒でしたので心配だったのですが、何もできませんで、こういうことになってしまったことを大変申し訳ないと思って、いつか皆さんや北村先生にお詫びしなければいけないと思っておりました。本当に弱い人たち、貧しい人たちに対する奉仕が日本基督教団ではありません。本当に残念ですけど、そしてそういう奉仕をする人を嫌っていくという傾向があります。本当に悲しいと思います。私は教団の教師として 50 数年、そして教団に交わってから 60 年になります。段々悪くなるばかりだねと、この間友達が言いまして、そうだねと、そういう話になりました。皆さん本当に血が通った教団に、本当に誰でもがパートナー、みんな仲間なのです。ですから本当にそうなるように皆さんで頑張っていたきたい。私は直接皆さんと加わることができないので、本当にお祈りしています。そういうことで、今日はお邪魔させていただきました。どうもありがとうございました。みなさんの北村先生に対する応援を本当に感謝しています。

(G) 北村さんの思いを考えると、日ごろから大変痛みを覚えています。できる限りこうした会合の中で、共に連帯を図っていきたく願っております。教団の現状の極めて厳しい条件の中で、われわれが今後何をしていかなければならないのかということ、改めて強く感じています。沖縄教区への教団からの働きかけの中にも、新たな亀裂を生み出していく。大変深刻

な状況になっていると思いますし、我々の中にも見えない亀裂が生まれていることを感じるわけです。確かに福音理解が違うと言ってしまえば、それで終わってしまうのですが、教団内に所属しながら、非常な屈辱を感じながら、私たちは新たな決意をしていかなければならないときに至っていると考えております。そういった中で、皆さんの貴重で大変重いこの問題への関わりから、私自身も大きな励ましを受けております。教職として私は隠退するという方向をとったわけですが、活動していく時の自己所在の無さ、心もとさを感じてはおりますが、一キリスト者としての働きを皆さんと共に励んでいきたいと願っております。西中国教区においても、大変深い親しい交わりを持たせていただいておりますが、上関原発の問題であるとか、岩国基地の問題におきましても、できる限り時間を割いて、共に励んでおります。どうか皆さんと共に、北村さんの問題が我々にとって生命的な課題であることをしっかり覚えながら、この場が私たちの新たな宣教に関わる決意の場としていかなければならないと考えております。何か具体的な発言をすることはできませんけれども、今そうした決意をもって皆さんと共に歩みたいと願っていることだけを申し上げておきます。

(H) 私の個人的な聖餐に対する意見を申し上げます。聖餐というのは、神から与えられた恵みで、たとえばコインを例にしますと、コインの一面は確かに洗礼を受けて信仰告白をして聖餐という形になりますけれども、裏面の方は人権の問題で、純粹に愛の恵みとしての聖餐という、聖餐にはこの二つの面が現代ではあるのではないかと考えております。信仰も私はそうだと

思いますが、1コリントにも信仰と希望と愛とありますけれども、これは神の恵みとしてあるものであって、洗礼にしても、信仰告白にしても、これは恵みとしてあるんですけれども、この二つは宗教性を帯びています。しかし、いわゆるそういう宗教性を通っていない、一般の宗教者ではない人が聖餐を受けるということは、恵みとして人権として私は受けと思うのです。ですから、現代においてはこの両面性を聖餐が持っていることを私たちはこれからよく認識していく必要があるのではないかと思います。以上です。

(I) すいません。事務局員の一員としてこういうのも何ですが、活動提案の中に「開かれた教団への民主化活動」と言われていますが、教団内に民主主義を樹立するという感じですが、これには違和感を覚えます。言いたいことは何かといえば、「合同教会を求めていく」ことを中心にして運動をしていった方がよいのではないかと。そうでない人たちは試験問題に「公同の教会」とか、変なこと言い始めて、合同教会ということ無くしていこうとする感じがするのです。合同教会というのは、多分信仰理解が異なっても一緒になろうという姿勢だと思うので



す。ですから、私たちは「合同教会を求めていく」ということを前面に出したらと思うのですが、執行部の方はどう考えているのですかね。公同教会と言うことによって合同教会をわざとあいまいにしているのですかね。

(J) 丁寧に答える用意はありませんが、先ほどご紹介した教師養成の答申の中には、「このようにして公同教会になる」ということと「教団が教派合同をした合同教会である」ということが書かれていて、ただよく言われる、合同途上の教会としていろいろすり合わせなければならないことがあるという観点には立っていないというのが、今の教団執行部の人たちの理解ではないかと思います。すでに信仰告白と教憲教規によって一致の根幹はできているという理解だと思います。

(K) この裁判は、最初の組み立ての時から、どうしても手続き問題でやらざるを得なかった。聖餐は開かれているものでなければならないのだという主張から、つまり我々が一番言いたいことからこれを主張していくことができなかつたところが、いわゆる靴の上から痒いところをかいているようなもどかしさがあったわけです。そしてそれは今もって我々の大きな課題でありますし、そして今後ますます教団の中でそれを言い続けていかなければならない課題としてやはり残されていると思います。ただ裁判をやっていく過程で、手続きの問題は非常に大事なことだと思ふようになりました。適正手続きの問題は民主主義の根幹にかかわる問題で、つまり一人の教師でも信徒でもいいのですけれども、不利益な処分をするときに、不利益処分に関し

てはきちとした手続きがとられなければならない。それが適正手続きの定めであるわけです。私がなぜこのことに神経質になっているのかと言いますと、実はこの25年間支援を続けてきた外国籍の人たち、入管法の縛りの下に置かれている外国人の人々に対するいかなる不利益処分も適正手続きが問われないのです。法務大臣の自由裁量であります。そうすると、自由裁量のお役人が目の前に立っているところでは、我々がどんなにくやしくても、「どうかよろしく願います」「どうぞご慈悲をお願いします」。まるで江戸時代ですよ、これは。そういう風になってしまうのです。教団が今、そういう風になりつつありますね。それに対して、現代社会にある集団というのは、民主的な手続きをきちんとしていなくてはいけない。そこが大事なところです。もしこの裁判に勝つことができれば、その意味では、この今の民主主義の世の中で、たとえ宗教団体と言えども、適正手続をとり、人権の根幹をきちととらなければやっていくことはできないのだよと、教団幹部に教えることができるのです。信仰告白は大事ではないとは言いませんが、しかし現代の一つの集団、団体として立っていくためには、団体内での民主主義というものをきちと確立していくことが必要だと思っております。そのことが、裁判を進めながら私の中ではっきりしてきた点であります。その意味では、この裁判は何とかして勝ちたいと願っています。ただ裁判に勝っても負けても、私たちは前に進み続けていかなければならない。そのことを皆さんと一緒に確認できたらうれしいと思います。

(L) 私は信徒です。北村先生の裁判に関わって私たちが感じさせられたことは、自分の不勉強

と怠慢ではあると思いますが、只今の柴田先生の改訂宣教基礎理論のお話を聞いて、私なんかは本当にびっくりしました。沖縄について日本基督教団の執行部がなされたことは、形から言えば内容は違うかもしれませんが、安倍政権が沖縄に対してお金で分裂させようとした、それと全く同じに一致をめざすはずの教会を分裂させようとしたことではないかと思うと、正直に言って悲しくなります。そしてそういうような大変な事態になっていることも、ほとんどの信徒は教団のことについて知る機会がないのですよね。それを考えると、私たちも何とかしていろいろな情報を知って、学んでいかなければならないと思いますけれども、ここに来ていらっしゃる先生方に、私たちがかつてのような自立した信徒になるようにぜひご協力をお願いしたいと思います。今何だか牧師に物言わぬ忠実な信徒であることが教団の中では求められているような気がします。それと今回の問題について、ある日本基督教会の老齢の先生が言われたことなんです。「私は今日本基督教団にいないで、本当に良かったと思っています」と、その言葉を聞いて、本当に恥ずかしく思いました。私はその言葉が忘れられません。60年くらい前に私はまだ子供でしたが、教会の大人たちが日本基督教団に留まろうという話をしていたのを、かすかに覚えています。その時に私どもの小さな教会もいろいろな教派が集まっている合同教会に留まろうとしたのだと思います。それなのに、今多様性を認めない方向に行こうとしている。これも私たちがもう一度今原点に立って考えなければいけないことだと思います。先ほどの老先生が教団から新日基の教会に出ていくときの信徒と牧師の苦汁をうかがって、改めて考

えさせられました。私たちはやはり合同教会の意味を考えていきたいという方々の思いを守っていきたいと思いますし、それから信徒が物を考える自由をもうちょっと教団の中で持っていきたいと思っております。とりとめのない感想ですが。

(M) ご紹介にあずかりました、その通り日本バプテスト同盟の一員として、北村さんを支援するこの会合だから出てきたのであって、教団だけの協議や会合だったのなら、ちょっと遠慮しなければならなかったのかも知れません。私もかつては日本神学専門学校（東京神学大学の前身）で勉強しました。しかし、卒業してすぐバプテストの教会の方に赴任しました。私自身北村さんが今回聖餐の問題で一つの旗印を上げた時に、この支援の会の最初の総会だったと思うのですけれども、個人的には「北村さん、教団が何なんだったらバプテスト同盟にいらっしやいと、大手を振って歓迎しますよ。教会も一緒にいらっしやい」と言ったのです。これは半分冗談ですが。バプテスト同盟の約80の教会伝道所の中で、1割から1割5分くらいの教会伝道所はオープンでやっていると思います。ただ私は現役の時に役員会に提案したのですが、私の意見は通りませんでした。今だったらもっと強力に提案して通せたと思うのです。今気持ちの上では北村さんを支援する一員として、ここに出ておまして、今日本基督教団のさまざまな特に神学校の問題、教師試験の問題、非常に危険なように私も思います。そういったことで、どうぞ皆さん闘ってください。私も陰ながら応援しております。

## 事務局報告

### ○第二回総会が開かれ、活発な討論も行われた！

紅葉坂教会・礼拝堂にて、岡安博世話人の司会で総会が開かれ、90名が参加しました。世話人副代表の岩井健作牧師が、開会時に間に合わない関田寛雄牧師（世話人代表）に代って開会挨拶をされ（別紙参照）、続いて北村慈郎牧師（原告）が挨拶及び決意表明をされました（別紙参照）。お忙しく総会に参加ができなかった弁護団は、「最高裁の却下の場合、差し戻しの場合の解説」の文書を皆さんで協議して頂いたので当日配布しました（別冊に掲載）。総会議長に瀬戸英治牧師世話人副代表が選任され、議事が始まりました。2013年度活動報告が谷口尚弘事務局次長より報告され、続いて決算報告が沖田忠子会計事務局員より詳細に説明されました。2014年度活動提案&予算案が久保博夫事務局長より提案されました。\*裁判支援活動を前に進めます。\*教団内外に、この問題への理解を広めます（出前集会等）。\*会員をさらに増やし、裁判支援活動を全国に広げます。\*開かれた教団への民主化活動を進めます。\*活動しにくい教区での状況を把握し、支援する体制を準備します。以上の5項目が提案され、そのために活動準備金を予算化しました。ニュースも別冊を含め全国の教会にお届けする予定です。討論では、出前集会と教区の支援体制について討議が進みました。2013年度報告及び2014年度提案は全て承認可決しました。

最後に閉会挨拶を予定していた関田 寛雄牧師（世話人代表）の到着が遅れましたが、議長の機転で、恒例の「主、われを愛す・・・」を皆で合唱し、決意を新たにしました。その後に関田代表が駆けつけ事務局&世話人とお祈りをして頂きました。（文責・久保）



## 入会と献金（カンパ）のお願い

「北村慈郎牧師を支援する会」に参加して頂けると幸いです。

正会員（個人&団体）は一口年間5千円、総会に参加でき、議決権を持ちます。教会を含め市民団体も参加できます。総会への出席義務はありません。賛助会員（個人）は一口年間3千円、ニュース等をお送りし、総会へも陪席できます。郵便振替番号は00270-4-116840。献金（カンパ）ができる方は、「ゆうちょ銀行」10250-7043921「北村慈郎牧師を支援する会」の口座に郵貯銀行の通帳から送金しますと、手数料がかかりません。氏名・団体名が表示できます（最大13字まで入りますが、字数が多い方は郵便振替で）。新年度に入って5月17日現在では、正会員529人、賛助会員294人、献金カンパ260件、2014年度収入608,297円、現在残高3,016,841円です。御疑問の点など、何かありましたら090-2669-4219久保事務局長まで。